

令和4年6月8日 改訂

ウクライナ避難民への通訳ボランティア派遣について

公益財団法人新潟県国際交流協会

公益財団法人新潟県国際交流協会（以下「協会」という）は、ロシアによるウクライナ侵攻により新潟県内に避難してきたウクライナ人等（以下「避難民」という）への言語的支援を行うため、行政機関（以下「依頼者」という）からの依頼により、次のとおり通訳ボランティアを派遣します。

1 対応言語

ロシア語、英語、ウクライナ語

2 依頼者

県、市町村（教育委員会を含む）

3 派遣対象

依頼者が必要と認める通訳支援

<例>

- ・行政窓口などにおける各種手続き等の通訳支援
- ・幼稚園・保育所や学校での教育関係者等と保護者・児童生徒との通訳支援（入学ガイダンス、個人面談等）
- ・医療受診や予防接種の際の受け付けや問診における通訳支援
- ・日常生活を送るうえで必要不可欠な意思疎通を行うための通訳支援（買い物、自治会活動等）

※ただし、次のものは派遣の対象となりません。

- ・個人宅での通訳支援（学校の家庭訪問など）
- ・医療通訳等高度な専門的知識を必要とするもの

4 派遣可能場所

新潟県内

5 派遣可能日、時間

応相談（原則として1日2時間程度）

6 派遣費用

- (1) 通訳ボランティアは、原則として無報酬で活動を行います。
- (2) 通訳ボランティアの活動に伴う費用（活動に要する交通費、ボランティア保険加入料等）は協会が負担します。

7 依頼方法

依頼者は原則として派遣希望日の1週間前までに、所定の依頼書により協会にお申込みください。協会が通訳ボランティア登録者のマッチングを行い、同意を得たのちにご紹介します。ただし、都合により派遣ができない場合があります。

8 依頼上の注意

- (1) 通訳ボランティア派遣当日の緊急連絡先をご提出いただきます。緊急連絡先は通訳ボランティアに伝え、活動中に確認が必要になった際、通訳ボランティアから依頼者に連絡します。
- (2) 通訳ボランティアはプロの通訳ではありません。万一、通訳内容に関してトラブルが生じたり、それにより依頼者又は避難民が損害を被った場合も、協会及び通訳ボランティアは一切の責任を負いません。
- (3) 通訳ボランティアは、翻訳や手続きの代行はしません。
- (4) 通訳ボランティアに対して、アドバイスや判断を求めないでください。
- (5) 通訳ボランティアと避難民が個人的に連絡先を交換することを禁じます。
- (6) 依頼書に記載された情報は、通訳ボランティア派遣の目的にのみ使用します。ボランティア活動に必要な情報は、派遣する通訳ボランティアへ伝えることがあります。